

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンス(企業統治)に関する基本的な考え方は、企業価値の最大化を図るために、全てのステークホルダーに対する経営の透明性と健全性の確保及び説明責任の明確化、並びに経営環境の変化に迅速に対応できる意思決定と事業遂行を実現することに努めることとしております。

また、コンプライアンス(法令遵守)につきましては、経営陣のみならず社員全員が認識し、実践することが重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
松原 春男	2,368,338	20.01
株式会社エイチエムティ	1,200,000	10.14
鈴木 隆司	840,211	7.10
東京中小企業投資育成株式会社	720,000	6.08
佐藤 正佳	552,000	4.66
TDCソフトウェアエンジニアリング株式会社	228,000	1.93
株式会社システム情報 従業員持株会	225,000	1.90
作間 栄	215,538	1.82
師橋 卓久	208,986	1.77
株式会社クロスキャット	176,000	1.49

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

株式会社エイチエムティは、当社代表取締役会長松原春男の資産管理会社であります。
所有株式数には、システム情報役員持株会での所有株数を含めております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	9月
-----	----

業種	情報・通信業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	500人以上1000人未満
-------------------------------------	---------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鷲崎 弘宜	学者											
足立 伸男	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鷲崎 弘宜	○	○	――	鷲崎 弘宜氏は、大学教授としての豊富な経験および幅広い見識を有しており、主に品質保証分野の観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待しております。 同氏は、当社の一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく独立役員として適任であると判断しております。

足立 伸男	○	○	独立役員として指定している社外取締役の足立 伸男氏が常務執行役員及び監査役を務めておりました第一生命情報システム株式会社と当社の間には取引がございます。 年間取引額は各事業年度において10%超と主要な取引先に該当いたしますが、「選任の理由」欄に記載の通り、既に第一生命情報システム株式会社常務執行役員を退任後3年超、同社監査役を退任後2年超経過しており、また、生保業界のシステム分野に精通され、大所高所より有益な助言をいただくことが期待されることから、十分に独立性を有していると判断しております。	足立 伸男氏は、経営についての豊富な経験を有しており、第一生命情報システム株式会社常務取締役や生保協会情報システム委員会事務局、その他社外委員等を歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。 上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 なお、同氏は当社の主要取引先の1社である第一生命情報システム株式会社の常務執行役員でしたが、2014年3月に退任、その後同社監査役に就任されましたが、2015年6月に退任しており、当社の一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく独立役員として適任であると判断しております。
-------	---	---	---	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

当社では監査等委員のうち1名が常勤監査等委員であることから、現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いておりませんが、監査等委員会の求めがある場合は、対象業務に応じて、総務部、経営管理部等から適切な人材を配置することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室と監査等委員会は、内部監査の状況や関連する監査等委員会監査の情報等について定期的に情報交換を行い、情報の共有化を図っております。
会計監査人と監査等委員会及び内部監査室との間では会合をもって内部統制や監査上の問題の有無及び今後の課題等について情報交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、業績連動による報酬体系を採用しており、現時点ではインセンティブについて特段の必要性はないものと考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、株主総会の決議で定められた報酬総額の上限額の範囲内において決定しております。取締役は当社の価値の最大化を目的に経営にあたるのが責務であると認識しており、取締役の報酬額は会社の経営成績とそれに対する貢献度を考慮して決定いたします。また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会の決議で定められた報酬総額の上限額の範囲内で、監査等委員会において決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役2名はいずれも監査等委員です。

社外取締役のサポート体制については、常務取締役が中心となり、管理部門の担当者が、取締役会開催の通知、決議事項及びその他事務連絡を行っております。

また、常勤の監査等委員である取締役が、他の監査等委員と密に連絡を取ることで、監査等委員会の運営等に関する情報の共有化を図っております。

さらに必要に応じて代表取締役社長が直接社外取締役と情報交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名、監査等委員である取締役3名(うち、社外取締役2名)で構成されており、事業環境の急速な変化に対応するため、毎月1回の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針や法令で定められた重要事項を決定いたします。また、各取締役の担当する業務の状況や利益計画の進捗状況等を含む取締役の業務執行状況の報告を行うことで、取締役間の相互牽制及び情報共有に努めます。

2. 監査等委員会

当社の監査等委員会は、常勤の取締役1名と社外取締役2名で構成しております。監査等委員会はガバナンスのあり方とその運営状況を確認し、取締役会機能を含めた経営の日常活動の適正性の確保に努めます。監査等委員は取締役会、経営会議などの重要会議で独立的な立場から意見を陳述するほか、内部監査部門と連携して内部統制システムの整備・運用状況を確認し、また、会計監査人の監査の状況について情報交換を行うなどにより、取締役の職務執行を監査します。常勤の監査等委員は、常勤であることの特性を活かして日常的に内部統制システムを監視及び検証し、社外監査等委員との情報共有を図ります。監査等委員会は月1回開催し、効率的で質の高い監査の実現を図ります。

3. 経営会議

当社は、取締役会直下に経営会議を設置しております。経営会議は取締役5名と執行役員2名、各部署長で構成し、取締役会で決定した経営計画に基づく業務執行に関する具体的方針の決定とその進捗状況の監視を行う機関であります。経営会議は週1回開催し、迅速かつ効率的な業務執行を図るとともに、業務執行の方針からの逸脱を監視し、必要な是正処置を講じております。

4. 内部監査室

当社は、代表取締役直轄の部署として内部監査室を設置し、内部監査を実施しております。内部監査室には専任1名を配置しております。内部監査室は各部門の業務遂行状況を監査し、結果を代表取締役に報告するとともに、代表取締役の改善指示を各部門へ周知し、そのフォローアップを徹底しております。また、監査等委員会へ監査状況に関する情報を連携するとともに、監査等委員会の要請がある場合には必要な追加の監査を実施します。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、より透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上のために、平成28年12月の定時株主総会の決議をもって監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

委員の過半数を占める社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待により的確に応えうる体制を構築するとともに、取締役会の業務執行決定権限を取締役に委任することにより、経営の意思決定及び執行の迅速化が図れると認識しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、決算が9月ということもあり、株主総会の設定月は比較的閑散期であります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を、積極的に開催することを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上の開催を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIRサイトを設け、決算情報、適時開示資料などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部・IR室に設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	決算説明会の実施や当社ホームページへの資料の掲載等を通じて、ステークホルダーに対して積極的な情報発信を行い、当社の事業内容について理解を深めていただけるような取り組みを推進していく所存であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関し、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり定め、構築・運用を図っております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、法令遵守体制の基盤となる「企業行動規範」を定め、全ての取締役及び社員がこれに従い、法令・定款・社内規則・社会的規範を遵守して職務執行にあたるよう周知徹底する。
 - (2) 管理部門を全社の統制部門とし、法令・定款に適合する規程等の体制の整備と法務面での重要事項の事前検証を行う。内部監査部門は定期的に監査を実施し、業務執行における法令遵守の状況を監視する。
 - (3) 法令遵守に関する継続的な教育指導を実施し、法令遵守の意識の定着と向上を図る。
 - (4) 法令違反行為を早期に発見し是正するため、これらの行為を発見した社員が直接会社へ情報提供できるよう、内部通報制度を設ける。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役は、その意思決定及び重要な決裁等の職務執行に係る情報を記録し、文書管理規程その他の社内規程に従い、関連資料とともに適切に保存し管理する。
 - (2) 取締役及び監査等委員会が上記の情報の閲覧を要求した場合は、迅速に提供する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理規程に従って、業務上のリスクを適切に管理し、危機発生のもたらす未然防止に努める。全社的なリスクに対応するため、リスク管理委員会を設置し、事業活動の潜在リスクを定期的に評価し、重要なリスクに対する低減等の対策を講じる。
 - (2) 経営上の重大な危機が発生し又は予見される場合は、経営危機管理対応マニュアルに従って、社長を本部長とする対策本部を設置し、その指揮のもとに全社が相互に連携して対応する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 定時取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を随時開催し、重要事項に関する適正かつ迅速な意思決定を行う。
 - (2) 取締役の適正・迅速な意思決定と効率的な業務執行のために、職務分掌、職務権限、手続き等を明確化し、必要な職務権限の委譲を行う。
 - (3) 取締役会は中期経営計画及び年度計画を決定し、経営会議が各部門の計画達成のための活動を統括する。経営会議は定期的に各部門の業績をレビューし、取締役会はその報告を受け、経営計画達成のために必要な措置を講じる。
5. 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社は、子会社に対して、当社の企業行動規範等に準じた遵法体制、リスク管理体制その他の業務の適正を確保するための体制整備に関する指導及び支援を行う。
 - (2) 子会社管理規程に従い、子会社に対して定期的に経営管理資料の提出と状況の報告を求め、経営状況を把握し、必要な対策を講じ、子会社経営の健全性と効率性の向上に努める。重要な子会社については当社から役員を派遣し、迅速な対応を図る。
 - (3) 内部監査部門は、子会社の監査部門等と連携して、業務の適正性に関する子会社の監査を行う。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項及び当該取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性確保に関する事項
 - (1) 取締役会は、監査等委員会と協議の上、必要がある場合は、監査等委員会の職務を補助する部署を定め、必要な能力を持つ取締役又は社員を選定し配置する。
 - (2) 監査等委員会の職務を補助する取締役又は社員の選定、異動その他の人事事項については、監査等委員会と協議して同意を得るものとし、その独立性を確保する。
 - (3) 監査等委員会の職務を補助する取締役又は社員は、監査等委員会の指揮・命令に基づいて職務を遂行し、他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮・命令を受けないものとし、監査等委員会の指示の実効性を確保する。
7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - (1) 取締役及び社員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、会社の経営状況にかかわる重要事項、その他監査等委員会が定める事項について、監査等委員会に報告しなければならない。
 - (2) 監査等委員は、取締役会及び重要と認める会議に出席して業務執行状況の報告を受け、必要場合は、監査等委員会において、取締役及び社員から直接状況を聴取することができる。
 - (3) 監査等委員会には重要な決裁書類や議事録等を回付するほか、監査等委員会の要請があれば必要な書類等を速やかに提出する。
 - (4) 監査等委員会は、子会社を主管する部門を通じて子会社の状況に関する報告を受け、必要場合は子会社の取締役、監査役及び社員に直接報告を求めることができる。
 - (5) 内部通報制度に基づく通報、その他の監査等委員会に対する報告を行ったことを理由として、報告者に対し不利な取り扱いを行わない。
8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、監査等委員会の職責と監査等委員会による監査の意義を認識し、監査等委員会による監査に必要な環境整備に努める。
 - (2) 監査等委員会と内部監査部門は、定期的に会合を行い、緊密な連携を図る。監査等委員会は、必要と認める事項がある場合は、当該事項の監査を内部監査部門に要請することができる。
 - (3) 監査等委員会と会計監査人は定期的な意見交換の場を設け、監査の実効性を高めるよう連携を図る。
 - (4) 監査等委員会と子会社の監査役は、意見交換等を通じて連携を図り、企業グループ全体の業務の適正確保に努める。
 - (5) 監査等委員会が職務執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンスを実践するために、企業行動規範を定めており、その中では「役職員は、反社会的勢力の関係者と思われる者から不当な経済的利益を要求されたときは、社内にて定める行動基準に従って対応し、要求に応じてはならない。」と定めております。

当社における反社会的勢力排除体制としましては、「行動基準に関する内規」に反社会的勢力対策を制定し、所管部署は総務主管部署として、運用を行っております。

また、万一に備えて所管警察署の相談窓口との関係強化を図っており、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に入会しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示のための体制については経営管理部にて整備を進めており、適時・適切な開示に努めてまいります。
また、内部情報の管理については「インサイダー取引防止規程」を制定しており、情報管理を徹底し、インサイダー取引の未然防止に努めてまいります。

【模式図（参考資料）】

